

## 妊娠合併症の定義

[Atlas Travel Description of Coverage](#)に記載されていますので、ご参照ください

**Complications of Pregnancy:** Illnesses whose diagnoses are distinct from Pregnancy, but are adversely affected by Pregnancy or caused by Pregnancy and not associated with a normal Pregnancy. This includes: ectopic Pregnancy, spontaneous abortion, hyperemesis gravidarum, pre-eclampsia, eclampsia, missed abortion and conditions of comparable severity. Complications of Pregnancy does not include: false labor, edema, prolonged labor, prescribed rest during the period of Pregnancy, morning sickness and conditions of comparable severity associated with management of a difficult Pregnancy, and not constituting a medically distinct condition.

<和訳> アトラストラベルでカバーする「妊娠合併症」とは：妊娠 26 週まで（26 週目を含む）に発症する、妊娠特有の症状であり、明らかに妊娠が原因となって引き起こす異常であり、正常な妊娠にともなう通常の症状ではないもの。たとえば、子宮外妊娠、突発性流産、妊娠悪阻、子癇前症、子癇けいれん発作、稽留流産、その他同様の苛酷度を伴う病状。次のような症状は妊娠合併症としてカバーしない：仮性分娩、偽陣痛、浮腫、遅延分娩、医師による安静命令、つわり、その他同程度の症状。妊娠にともなう症状で、医学的に異常であるとは判断されない症状は、アトラストラベルの適用外である。

\* 上記の和訳は、あくまでも利用者の便宜のために、原文を和訳したのですが、医学的、法律的には、あくまでも [保険会社の約款に記載されている英語の原文](#)によりますのでご注意ください。

\* 妊婦健診、正常な出産とそれに伴う医療費、新生時の医療費、自主的な妊娠中絶、人口流産などは適用外です。不明の場合は、治療を受ける前に、契約者または医療機関から、保険会社にお問い合わせください。契約により、入院、手術、救急治療、CAT スキャン、MRI などを受ける場合は、事前に保険会社へ連絡して承認を得る必要があります。契約の詳細は契約書の原文をお読みください。